

個人情報保護法附則第12条に基づく「三年ごとの検討」事項についての意見

慶應義塾大学 総合政策学部 教授 新保 史生

【総論的事項】

1 個人情報保護制度のあり方

- ・ 官民双方におけるシームレスな個人情報の適正な取扱いと保護
- ・ 不公正・不公平感がない個人情報保護法執行
- ・ 個人の権利利益保護意識の高まりに対応する柔軟かつ的確な見直し
- ・ 日常的なデータの越境流通を前提とした国際的な個人情報保護への取り組みの促進

2 法改正の見直しのあり方

- ・ 施行後三年後ではなく「三年ごとの検討」としての見直しのあり方
- ・ AIの普及を前提とした個人情報の取扱環境の変化を見据えた制度変革

【各論的事項】

1 個人情報保護委員会の権限及び所掌事務について

1-1 個人情報保護委員会の執行権限の範囲を民間部門及び公的部門の双方とすること

- ・ OECDプライバシーガイドラインその他の国際的な個人情報保護制度一般において、第三者機関の執行権限は官民双方を対象としている
- ・ 民間部門との不均衡が生じないよう公平な執行体制を整備することが必要
- ・ 個人情報保護委員会は、番号法に基づく特定個人情報の取扱いに係る事務を掌るため、その執行権限は、行政機関、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び個人情報取扱事業者その他の事業者を既に対象としている
- ・ 官民データ活用推進のため、匿名加工情報・非識別加工情報をはじめとする定義の統一化等も必要

1-2 個人情報保護委員会の権限の拡充

- ・ 法執行、制裁措置の実効性向上
- ・ 個人情報保護方針の法定（現状は、法第7条第1項の規定に基づく「個人情報の保護に関する基本方針」において、事業者が行う措置の対外的明確化として、「事業者が個人情報保護を推進する上での考え方や方針（いわゆる、プライバシーポリシー、プライバシーステートメント等）を策定・公表すること」が示されているのみ。）

1-3 個人情報保護法を根拠とする認証制度の創設

- ・ 個人情報保護委員会に認証部門を設置した公的制度としての運用
- ・ OECD プライバシーガイドラインが定めるプライバシー・マネジメント・プログラム、教育、評価指標、プライバシー保護技術を向上するための措置への対応
- ・ GDPR に基づくシールプログラム（認証制度）との相互認証
- ・ プライバシー／データ保護影響評価の実施

2 国際的な対応について

2-1 法の域外適用

- ・ 前述の個人情報保護委員会の権限行使の拡充による法執行及び制裁措置の実効性向上を踏まえ、外国事業者による個人情報保護法違反への域外適用の実効性確保

2-2 越境データの保護と利用・国際標準

- ・ 越境データの保護と利用促進のための新たな制度的枠組みの提案と構築
 - ・ APECのCPEA（越境執行協力取決め）に該当する「OECDプライバシー保護法執行における越境協力に関する理事会勧告」（2007）に加え、APECのCBPR（越境プライバシールール）に該当する新たな「OECDガイドライン」の提案を行うことにより、越境データ流通の促進と越境執行協力体制・認証システムの構築を目指すべき
 - ・ 国際的な相互認証制度の構築（自主的な取り組みの国際的な展開：前述の個人情報保護法を根拠とする認証制度を活用）
- ・ JIS Q 15001 の国際展開に向けた方策を検討すること（国際標準としての提案（ISO化））

3 個人情報取扱事業者の義務の見直し

3-1 個人の権利（請求権）のあり方

- ・ 手続違反による場合に限定しない請求権行使規定の整備
- ・ 開示等の対象となる保有個人データの期間（6ヶ月要件）撤廃
- ・ 個人データ・ポータビリティ確保のための実効ある方策の検討

3-2 漏えい報告の義務化の方向性

- ・ 報告義務対象となる漏えい事象の明確化
- ・ 本人に不利益が及ぶ場合の本人への通知義務の範囲
- ・ 漏えい報告懈怠に対する罰則の適用